

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

○土地改良区の定款の変更を認可した件 三八

○土地改良法により換地計画を適当と決定した件 三八

○道路の区域を変更する件 三八

○廃川敷地等が生じた件 三八

福島県病院局

○福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程 三九

福島県人事委員会

○職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 三九

告示

福島県告示第四百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、塩川西部土地改良区から平成二十四年八月八日付けで申請のあった定款の変更について、九月十日認可した。
平成二十四年九月十八日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

福島県告示第四百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第一項の規定により、会津坂下町只見川土地改良区の上ノ原地区の区画整理事業に係る換地計画について適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十四年九月十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年九月十九日から

同 年十月九日まで

（二十一日間）

三 縦覧の場所

会津坂下町役場

（農地管理課）

福島県告示第四百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課、福島県北建設事務所及び福島県相双建設事務所で平成二十四年九月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年九月十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 一一五号	相馬市東玉野字姥ヶ岩 二三番一地从 伊達市霊山町石田字川 向七番一地从先まで	変更前	A	八・八〇	五、六五〇・〇
		変更後	A	八・八〇	五、六五〇・〇
		変更前	B	一一四・六〇	五、七一〇・〇
		変更後	B	一一四・六〇	五、七一〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第四百四十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十四年九月十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 河川の名称 一級河川久慈川水系近津川

二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十四年九月十八日

三 廃川敷地等の位置 東白川郡棚倉町大字下山本字愛宕平二十四番地先

四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 二百二十一・八一平方メートル

(河川計画課)

福島県病院局

福島県病院局事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年9月18日

福島県病院局事業管理者 高地 英夫

福島県病院局管理規程第4号

福島県病院局事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院局事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

附則第8項第2号中「第20条第3項」を「第20条第2項」に改める。

附 則

この規程は、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）の施行の日又はこの規程の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(病院総務課)

福島県人事委員会

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月十八日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十八号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七項第二号中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

附 則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。